

## 総社市火災予防条例の一部を改正しました。

### 1 蓄電池設備に係る基準の見直しを行いました。

- (1) 規制単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に変更しました。
- (2) 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものは、規制の対象から除きました。
- (3) 蓄電池の種類等により、設置場所や周囲との離隔距離などを見直しました。
- (4) 蓄電池容量が20キロワット時を超える蓄電池設備について、届出を必要としました。

### 2 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を追加しました。

固体燃料を用いた厨房設備（炭火焼き器：業務用で定置使用するもの）の火災予防上安全な離隔距離を追加しました。

### 3 施行日

令和6年1月1日

### 4 経過措置

すでに設置済み又は設置工事中の蓄電池設備は、従前の基準のままでよいこととします。

※ 詳しくは、予防課92-8343までお願いします。